

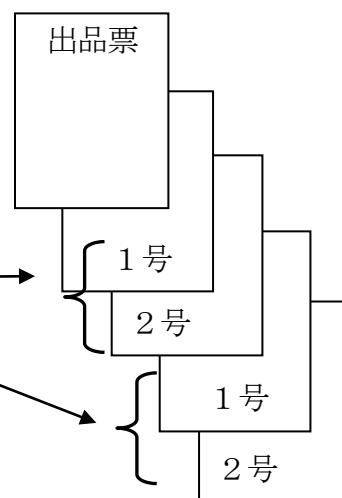
第49回千葉市PTA広報紙コンクール実施要項

- 1 趣 旨 各単位PTAの広報技術の向上と広報活動の振興発展に寄与する。
- 2 応募作品 令和6年度に発行されたすべての広報紙をそれぞれ2部提出する。
- 3 応募資格 年1回以上発行
- ・ 広報紙を提出する。PTA会報（PTAだより、理事会だより等）を併せて提出された場合は、審査の際に参考とする。
 - ・ デジタル媒体で発行した広報紙も対象とする。その場合、USBメモリー等に収納したデータ（1個）並びにプリントアウトしたもの（2部）を提出する。
- 4 応募方法 別紙の出品票を最初の号の広報紙の上部にクリップで止めて提出する。
※ 年間2号発行の例

別紙「出品票」を前面上部にクリップで止める。（穴をあけ、ホチキス止めはしない）

1号、2号を重ねて1セットとする。
2セットを提出する。

年間3号発行の場合は、1号、2号、3号が
1セットとなり、2セット提出する。



- 5 審 査 第一次審査 4月 9日（水） 審査員：専門審査員
第二次審査 4月16日（水） 審査員：専門審査員
生涯学習振興課担当者
市P連役員・広報委員

- 6 審査結果 受賞校には文書にて通知する。（4月下旬）
令和7年5月21日（水）に予定している市P連総会において表彰する。
「市P連ちば」・ホームページ等で紹介する。

7 表彰内容	市長賞	小・中・特別支援学校より	1点
	市議会議長賞	小・中・特別支援学校より	1点
	市教育長賞	小・中・特別支援学校より	1点
	市P連会長賞	小・中・特別支援学校より	2点
	優良賞	小・特別支援学校より	2点
		中学校より	1点
	努力賞	小・特別支援学校より	2点
		中学校より	1点
	企画賞	小・中・特別支援学校より	1点
	写真賞	小・中・特別支援学校より	1点
	レイアウト賞	小・中・特別支援学校より	1点

※ 若干、数を変更することもある。

- 8 審査基準
- ・ P T A広報紙と学校だよりとの違いが明確に区別されている。
 - ・ 全体の編成・レイアウト・見出しの工夫がされ、効果的な写真等の活用が見られる。
 - ・ テーマがあり、特に訴えたいことが、強調されている。
 - ・ 自分たちのP T Aの課題や地域の独自性・特色が表現されている。
 - ・ 会員の意識向上のための内容が盛り込まれている。
 - ・ 記事について積極的で意欲的な企画・アイデアがみられる。
(あいさつ文等が中心となっていないなど)
 - ・ 文章が読みやすく、語句の使い方や表現が正確である。
 - ・ その他 (広報紙発行に関するコストダウンなどの工夫がある等。)

- 9 出品票
- ・ 市P連ホームページから出品票の形式をダウンロードできるので、パソコンで入力して作成することもできる。